

| | | | |
|--|------------------|---------|---------------|
| 判決年月日 | 平成27年11月11日 | 担当 部 | 知的財産高等裁判所 第1部 |
| 事件番号 | 平成27年(行ケ)第10157号 | | |
| ○審決が、法が要求する「理由」を記載したものと解することはできないから、審決は違法であるとして、登録商標の不使用を理由に商標登録を取り消した審決が取り消された事例。 | | | |

(関連条文) 商標法56条1項, 特許法157条2項4号, 商標法50条

(関連する権利番号等) 取消2014-300237号, 登録番号第5037336号

(本件商標)

判 決 要 旨

1 本件は、登録商標の不使用を理由とする当該登録の取消審決(取消2014-300237号)に対する審決取消訴訟である。審決は、原告の主張に係る商標の使用事実の一部について判断した上で、商標権者が使用商品を要証期間内において譲渡等したことは何ら証明されていないと判断した。

2 判決は、次のとおり述べて、審決は違法であり、取り消すのが相当であると判断した。

「商標法は、審決は、「審決の結論及び理由」を記載した文書をもって行わなければならない旨を定めている(商標法56条1項, 特許法157条2項4号)。・・・したがって、審決書に記載すべき理由としては、特段の事由がない限り、審判における最終的な判断として、その判断の根拠を証拠による認定事実に基づき具体的に明示することを要するものと解するのが相当である(最高裁判所第三小法廷昭和59年3月13日判決・裁民141号339頁参照)。

そして、・・・商標登録の不使用取消審判での審理の中心となるのは、被請求人が主張する具体的な登録商標の使用の事実の存否であり、審判体が、商標登録の取消しという「結論」を導き出すための「理由」としては、被請求人が主張する具体的な登録商標の使用の事実を特定した上で、同主張に係る使用の事実が認められるか否かについての判断(同主張に係る使用が商標法50条2項の「使用」に該当するかについての法的判断を含む。)及びその根拠を、証拠に基づいて具体的に明示することを要するものと解するのが相当である。」

「原告は、審判手続において、・・・「使用行為①」ないし「使用行為③」として、本件各使用行為を詳細に主張するとともに、これらの本件各使用行為が商標法2条3項の「使用」に該当する旨を主張し、これらの本件各使用行為を裏付ける書証・・・を提出した・・・ことが認められる。

しかし、審決の理由においては、「被請求人の主張」として、本件各使用行為の主張が摘示されているにもかかわらず、・・・使用行為1及び2の事実が認められるかどうかについての判断は一切記載されておらず・・・, 判断を示さないことについての特段

の事由も認められない。

そうすると、審決が、法が要求する「理由」を記載したものと解することはできないから、審決は違法であり、取り消すのが相当である。」